## 「分別生産流通管理済み」とはどういう意味ですか?

例えば下記のように、大豆(分別生産流通管理済み)と表示されている場合、この大豆は、遺伝子組換え大豆の混入を防ぐために、生産から流通、製造加工の各段階で、遺伝子組換え大豆と分けて(分別)管理されているという意味です。

名称	こいくちしょうゆ(本醸造)
<b>右</b> 孙	こいくりしょ ノゆ(平瞰垣)
原材料名	大豆(○○産、分別生産流通管理済み)、
	小麦、食塩
内容量	1リットル
賞味期限	一括表示下部に記載
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製造者	○○醤油株式会社
	東京都中央区日本橋小網町3-11

2023年4月から、遺伝子組換え表示制度が改正されることにより、このような表示をすることになりました。

現行の表示制度では、遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が5%以下の場合、「遺伝子組換えでない」などと表示することができました。(下の図をご覧ください。)

改正後の表示制度では、これが2つに分かれ、遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が5%以下の場合に「分別生産流通管理済み」などと表示できるようになり、遺伝子組み換え大豆の混入がない(不検出)場合に「遺伝子組換えでない」などと表示することができるようになりました。

ここで、不検出とは消費者庁により決められた公定検査法において、遺伝子組換え大豆の混入が科学的に検出 されないということです。

このように、「分別生産流通管理済み」と表示されている大豆は、これまで「遺伝子組換えでない」と表示されている大豆と同じ管理がなされているものとなります。

## 現行の表示制度

遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が 5%以下の場合

「遺伝子組換えでない」など と表示可能



## 改正後の表示制度

遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が 5%以下の場合

「分別生産流通管理済み」など と表示可能

遺伝子組換え大豆の混入がない(不検出)の場合

「遺伝子組換えでない」など と表示可能

